

生活介護における医師配置の見直しについて（案）

1. 現行の生活介護における医師配置の取扱い

生活介護を実施する施設においては、指定基準等により、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとなっている。

【参考】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

- ・ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（抄）

第五 生活介護

1 人員に関する基準

(1) 医師(基準第 78 条第 1 項第 1 号)

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。

2. 医師配置に関する論点

日中サービスにおいて生活介護を実施する障害者支援施設のうち、一部の施設においては、同施設に配置されている看護職員や通院を通じて利用者の健康管理及び療養上の指導が図られていることから、現行の医師配置については見直しを求める意見があるところ。

現行において、医師が配置されていない場合、指定基準を満たさないこととなるが、各都道府県に対しては、個別の事情を勘案し、できる限り早期の医師確保を条件として継続的な指導を行う等、利用者に一義的に不利益にならないよう配慮していただくよう周知している（ ）。

平成 25 年 3 月 29 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡

「平成 25 年度の指定障害者支援施設に対する指導監督における医師配置の取扱い等について」

しかしながら、施設の実情に合わせた医師配置の取扱いについて、出来るだけ早期の対応が求められるところである。

（対応案）

生活介護を実施する施設のうち、当該施設における利用者の状態像を勘案し、必ずしも日常生活上の健康管理及び療養上の指導を必要としない施設については、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することを条件として、医師配置をしないことができる取扱いとしてはどうか。

なお、これに伴う報酬についての見直しについても、併せて対応を行うものとする。